

研究成果有体物包括移転及び譲渡契約書

国立大学法人九州大学（以下「甲」という）と学校法人国際医療福祉大学（以下「乙」という）は、2017年4月7日付けにて、乙の国際医療福祉大学 福岡保健医療学部の教授に就任した森本幸生（以下「本研究者」という）が、2017年4月7日より乙の所属となることに伴い、甲に在籍中に作製し、又は甲が所有権を有し、甲における管理者が不在となる第1条記載の研究成果有体物を乙に移転するにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（移転・譲渡対象成果有体物）

第1条 本契約対象の成果有体物は以下に記したものをいう。

名称：

- ① Knock-in mouse with a cardiac troponin T Δ K210 mutation on C57BL6/J background (QM2018-0065)
- ② Knock-in mouse with a cardiac troponin T Δ K210 mutation on BALB/c background (QM2018-0066)

（譲渡）

第2条 甲は、第1条に記載の研究成果有体物（その子孫又は無修飾な誘導体を含め、以下併せて「本成果有体物」という）を乙に提供する。

2 甲は、本成果有体物のうち、甲が特許等の産業財産権を取得しておらず、また、その申請も行っていないもの（以下「特許無し本成果有体物」という。）については、その所有権を含め甲が有する全ての権利を乙に無償で譲渡し、乙は自己の責任においてそれらを自由に処分出来る。但し、寄託機関に寄託済みの成果有体物については、本契約締結後、乙及び寄託機関で特許無し本成果有体物の権利移転に伴う手続きを進めるものとする。

本成果有体物のうち、甲が特許等の産業財産権を有し、甲において作製されたもの（申請中のものを含め、以下「甲特許付成果有体物」という）については、その所有権を含め全ての権利を甲が保有し続ける。但し、本研究者は、甲特許付成果有体物を乙における非営利目的の研究に自由に使用出来る。

4 本成果有体物のうち、甲が第三者と共同で特許等の産業財産権を有し、甲又は当該第三者において作製されたもの（申請中のものを含め、以下「甲共有特許付成果有体物」という）については、その所有権を含め、甲及び当該第三者が権利を保有し続ける。但し、本研究者は、当該第三者の書面による承諾を得たことを甲に書面で通知した上で、甲共有特許付成果有体物を乙における非営利目的の研究に自由に使用出来る。

(使用)

第3条 乙は、本成果有体物を自らの責任において使用する。

(第三者への提供)

第4条 乙は、第2条第2項の定めに基づき乙に譲渡された特許無し本成果有体物に関し、第三者より提供依頼を受けた場合には、甲の承諾無しに自由に提供でき、甲が特許無しの本成果有体物に関し第三者より提供依頼を受けた場合には、乙に連絡し、乙が対応する。

- 2 乙は、甲特許付本成果有体物に関し、第三者非営利機関より提供依頼を受けた場合、その使用が非営利目的である限り、提供先に第三者への移転を禁止し、甲へ通知した上で、提供出来る。
- 3 乙は、甲共有特許付本成果有体物に関し、第三者非営利機関より提供依頼を受けた場合、その使用が非営利目的である限り、第三者への移転を禁止した上、また、共有特許権者の書面による同意を得たことを甲に書面で通知した上で、提供出来る。
- 4 乙は、甲特許付本成果有体物又は甲共有特許付本成果有体物に関し、第三者営利機関より提供依頼を受けた場合、甲に連絡しなければならない。甲が当該第三者と成果有体物移転契約を締結することを希望した場合、乙は、移転の対象となる本成果有体物の複製及び発送等に関し甲に協力するが、その実費に関しては、移転対価の範囲内の費用を甲又は当該第三者に請求出来る。

(補償)

第5条 甲は、前条第4項により収入を得た場合、甲の研究成果有体物規程に従って本研究者に対して補償する。

(免責)

第6条 乙は、本成果有体物が本質的に研究段階のものであることを認識しており、甲は、本成果有体物のある特定の目的に対する使用適性を一切保証しない。また、甲は、本成果有体物、本成果有体物の使用、及び本成果有体物から導き出される製品及び製法が、特許権、著作権、又はその他第三者に帰属する権利を侵害しないことを一切保証しない。乙は、本成果有体物を適切に安全な形で使用し、本成果有体物の使用から生じるリスクを全て負う。乙は、乙による本成果有体物の使用、保管、又は廃棄に起因する損失、クレーム、損害、責任から、甲及びその職員を免責する。

- 2 乙は、甲特許付本成果有体物又は甲共有特許付本成果有体物を注意深く維持・管理するが、乙にて維持、保管、継代等が不可能になり、それらが死滅し、再現不可能となった場合、一切責任を負わず、甲は当該死滅又は再現不可能性に起因する損失、クレーム、損害、責任から乙及びその職員を免責する。
- 3 甲は、本成果有体物の保管の責任を負わない。

(法律・裁判管轄)

第7条 本契約は日本の法律に基づき解釈され、支配される。

2 本契約に関する訴訟は福岡地方裁判所の専属管轄とする。

(一般)

第8条 本契約の定めに関わらず、本契約締結日迄に甲が交渉を開始している本成果有体物に関する取引については、本契約は、無効とする。

2 本契約に関する連絡はそれぞれ以下の連絡先に対し行う。

甲： (特許無し本成果有体物)

有体物管理センター

TEL/FAX: 092-802-4783

E-mail: mta@mmc.kyushu-u.ac.jp

(甲特許付成果有体物及び甲共有特許付成果有体物)

産学連携本部 技術移転グループ

TEL/FAX: 092-832-2128 / 092-832-2147

E-mail: transfer@airimaq.kyushu-u.ac.jp

乙： 〒107-8402 東京都港区赤坂 4-1-26

国際医療福祉大学 東京赤坂キャンパス

未来研究支援センター

TEL: 03-5574-3811 (内 11332) FAX: 03-5574-3812

E-mail: kenkyo@iuhw.ac.jp

3 第1条記載の成果有体物名のリストは郵便、ファックス、電子メール、電磁記録等の文書による甲乙合意の上、修正することが出来る。修正されたリストは、合意を証する文書及び本契約書と共に保管し、最新の日付が記載されているものを有効とする。

甲及び乙は、本契約の証しとして、本書2通を作成し各1通を保有する。

2018年11月12日

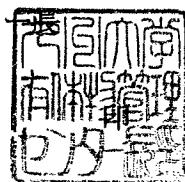
甲 国立大学法人九州大学
住所： 福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1

代表者

総長 久保 千春

代理人 有体物管理センター

氏名： 石原 健



乙 学校法人国際医療福祉大学

住所： 栃木県大田原市北金丸 2600-1

代表者

役職： 理事長

氏名： 高木 邦格

